

住民税のしくみが変わりました！
市区町村への申告により、住民税が減額されます。

**申告が
必要です！**

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

申告期限
平成20年
3月17日
まで

控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

税源移譲前



税源移譲後



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、
毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

皆さまの意見を市政へ

市民の皆さまの意見を広くお聞きするため、意見箱を設置しています。
12月中には、市政に関すること(1件)、職員に関すること(1件)のご意見が寄せられました。
職員に対するご意見については、全職員で共有し、意識改革に取り組んでいます。



地区担当制について

【意見】(一部抜粋)

地区担当制については、市報などに載ったが、我々市民には何も伝わってこない。市長の笛だけだったのでしょか？

【回答】

地区担当制については、行政情報の周知とともに市民の意見や要望など公聴機能を充実し、「市民との協働のまちづくり」、行政と集落の連絡調整を密にした「市民に身近な行政運営のまちづくり」を実現していくために5月から実施しています。

各地区の声が市役所に届くように、また、災害時の避難行動情報伝達を俊敏にできる体制づくりのために設置しております。

全地区に地区担当職員、大字毎に地区担当課長を配置し、定期的に区長さんと連絡を取り、区長さんを通じて地区の皆さまの意見や要望をお聞きし、対応しているところです。
市民の方には直接見えにくいとは思いますが、区長さんと市役所との相互連絡調整などを行っています。

市民の皆さまの意見などをお聞きする地区懇談会の計画についても地区担当の職務としていますが、今後、どのように進めていくのか調整中です。
貴重なご意見ありがとうございました。

(担当) 神崎市役所 総務課

☎ 37-0100



住宅ローン控除 Q&A

Q 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どうした場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。
（「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択制をとる特例が創設されています。）

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

(単位:円)

申告しないと...		税源移譲前		税 額		住宅ローン控除額		負担額	
		所得税	263,000	263,000	0				
		住民税	196,000	0	196,000				
		合 計	459,000	263,000	196,000				

税源移譲後		税 額		住宅ローン控除額		負担額	
所得税	165,500	165,500	0				
住民税	293,500	0	293,500				
合 計	459,000	165,500	293,500				

控除額が減少し、負担が増加する。

税源移譲後		税 額		住宅ローン控除額		負担額	
所得税	165,500	165,500	0				
住民税	293,500	97,500	196,000				
合 計	459,000	263,000	196,000				

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

◎問い合わせ先 神崎市役所 税務課 ☎37-0114

**所得税(住民税) 申告用
障害者控除認定書について**

所得税(住民税) 申告の障害者控除の認定を受けようとする方で、次に該当する方は、申請が必要です。

○対象者

65歳以上の高齢者(介護保険法の介護認定を受けた方)で「障害の程度が障害者に準ずるもの」として、市が定める基準を満たす方

※現在、障害者手帳の交付を受けている方は、これまでと変更ありません。

《判定基準》

- ・日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護が必要
- ・一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助が必要 など

◎問い合わせ先

神崎市役所 高齢障害課
 ☎37-0111
 千代田総合支所 福祉課
 ☎44-2167
 脊振総合支所 福祉課
 ☎59-2111

公表 市長の交際費

(平成19年度10月~12月分)

項目	件数	支出額(円)
弔 慰	1	3,000
御 祝	19	57,000
激励金	1	50,000
会 費	1	8,000
贈呈品		
賛 助	2	6,000
計	24	124,000

◎問い合わせ先
 神崎市役所 総務課秘書室
 ☎37-0088

夜の市長室

皆さまの声を聞かせください!

1月には、4件(11人)が来庁されました。
 次回以降は、次のとおりです。

とき	ところ
2月5日(火)	千代田総合支所
3月4日(火)	脊振総合支所
4月1日(火)	神崎市役所

※いずれも午後6時から午後8時まで

※1人30分程度でお願いします。